

## 令和6年度就学援助制度について

現在、就学援助を受けていない方で、次の【認定となる見込みがある方】に該当すると思われる場合は、**令和7年3月31日(月)まで(※必着)**に学校(小・中学校両方にお子さんがいらっしゃる場合は、まとめて中学校)に申請書を御提出いただければ、教育委員会での審査が可能です。今年度初めに各家庭に郵送した「就学援助申請書提出のお願い」も参考までにお配りしますので、御覧ください。

なお、年度を越えてしまうと申請書を受け付けることができませんので、早目に御申請くださいますようお願いいたします。

※「就学援助を受けていない方」には、次のケースで、その後に状況が変わったことで援助を受けられる可能性のある方を含みます。

- ① 年度初めに「申請しない方用」の申請書を提出した方
- ② 申請して不認定になった方
- ③ 認定後に廃止になった方

## 【認定となる見込みがある方】

(1)	生活保護を受給している
(2)	今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止した
(3)	児童扶養手当を受給 ※「児童手当」「特別児童扶養手当」は対象外
(4)	令和5年の所得が基準額以下(下表「※目安額」参照)
(5)	その他経済的に困っている (下表「※「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類・・・」参照)
(6)	家計が急変した (下表「※「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類・・・」参照)

※ **目安額**(基準額は目安であり、世帯の年齢構成によって変化します。)

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
合計所得金額	約230万円	約286万円	約330万円	約379万円	約430万円	約482万円	約516万円

※ 「認定基準額を超過しても援助を要すると認められる理由及び必要書類について」に当てはまる

理由	必要書類(対象期間：令和6年1月1日～令和7年3月31日)
ア 失業中である	①雇用保険受給資格者証 等
イ 疾病により休職中	次の2点の書類 ①休職証明書 ②医師の診断書
ウ 医療費	①医療費の写し

ア～ウ以外にも、基準額を超過しても援助を要すると認められる理由は複数あります。

そのほかの理由や詳細については、川崎市教育委員会のホームページに記載していますので、申請の前に、次のURL(令和6年度川崎市就学援助制度のお知らせ)を御確認ください。

【URL】 <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000147323.html>

